

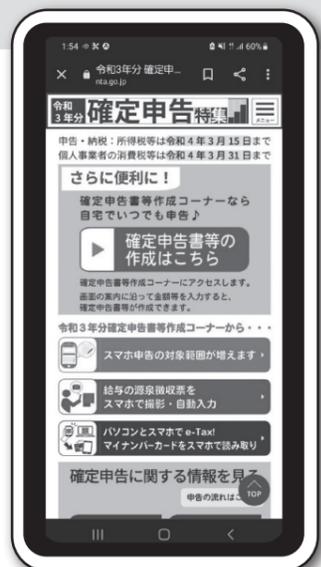
スマホでも確定申告ができます！

▼国税庁ホームページでは、所得税の確定申告書を作成し、電子申告することができます。新型コロナウイルスへの感染対策のためにも、ぜひ電子申告をお願いします。

- ① 必要な書類（マイナンバーが分かるもの、収入が分かるもの、各種控除証明書、医療費のお知らせなど）を準備します。
- ② スマホで国税庁ホームページにアクセスし、各質問に回答します。
- ③ 作成した確定申告書をデータ送信、または印刷し添付書類と共に税務署へ提出します。税務署には郵送またはご持参ください。

【インターネット申告に関するお問い合わせ】

問 e-Tax 作成コーナーヘルプデスク TEL 0570-01-5901



確定申告
特集ページ
(国税庁)
トップ画面



上記 QR コードから、国税庁の確定申告特集ページを開くことができます。

住民税申告の手続きについて

▼1月1日現在で留萌市に住所がある方のうち、確定申告を行わない方は住民税申告が必要です。ただし、下記に該当する方は申告不要となります。

- ①所得が給与所得のみで、勤務先が給与支払報告書を市へ提出している方（※1）
 - ②所得が年金所得のみで、年金支払者が公的年金等支払報告書を市へ提出している方（※1）
 - ③収入がなく、次の条件いずれかに該当する方
 - ・国民健康保険に加入していない
 - ・後期高齢者医療制度に加入していない
 - ・所得証明書、課税証明書、限度額認定証（健康保険、介護保険）を発行することがない
- （※1）各支払報告書の内容に変更がある方、各控除内容に変更がある方は申告が必要です。

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

※必要書類は、確定申告の手続きと同様です。

◎市・税務課 2月16日(水)～3月14日(月)
9:00～11:30 / 13:00～16:00 (※いずれも土・日曜日、祝日を除く)

詳しくは、市ホームページ (<http://www.e-rumoi.jp/>) でご確認ください。

留萌市 税務課

検索

【確定申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004 / 問 留萌税務署 TEL 42-0661
【住民税申告に関すること】問 市・税務課 TEL 56-5004



確定申告・住民税申告は お早めに！

2月から3月は確定申告および住民税申告の期間です。申告が必要な方は、感染症対策の上、手続きをよろしくをお願いします。

問 市・税務課 TEL 56-5004

確定申告とは

▼所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などの過不足を清算する手続きです。

年末調整できない医療費控除などで、払いすぎた税金が還付される場合もあります。

【確定申告が必要な方】※必要な方の一例

①給与所得がある方

給与を2か所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合など

②公的年金等に係る雑所得がある方

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合など

ほか

確定申告の手続きについて

▼必要書類を持参の上、下記の受付会場へお越しください。

◎市・税務課 2月16日(水)～3月14日(月) 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◎留萌税務署 2月16日(水)～3月15日(火) 9:00～16:00

(※いずれも土・日曜日、祝日を除く)

※感染症対策のため、必ずマスク着用の上お越しください。また、体調の優れない方の来庁はご遠慮ください。なお、混雑を防ぐためにも最少人数でお越しください（家族複数人などのご来庁はご遠慮ください）。

※留萌税務署では、感染症対策のため、申告会場で入場整理券を配布してご案内しています。詳しくは、留萌税務署（電話：42-0661）へお問い合わせください。

【必要書類】

- ◎マイナンバーカード（個人番号カード）、または個人番号通知カード
- ◎顔写真付き本人確認書類
※マイナンバーカード提示の場合は不要です。
- ◎収入金額が分かる書類（源泉徴収票など）
- ◎印鑑
- ◎申告する本人名義の口座が分かるもの
- ◎その他（申告に応じた必要な確認書類）

医療費控除を受ける方へ

▼必ず「医療費控除の明細書」を作成の上、お越しください。領収書だけでは医療費控除の申告に対応できません。用紙は、市・税務課または留萌税務署でお渡ししているほか、国税庁ホームページから作成することもできます。なお、医療費のお知らせをお持ちいただくことで、明細書の記入を簡略化することが可能です。